

令和4年度 市民税・県民税 国民健康保険税 申告について

この申告は、市民税、県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を算定する基礎となるほか、各種届出書・申請書に必要な証明書などを発行する場合の重要な資料となります。
申告が必要な方は、必ず申告書を提出してください。
なお、この申告書は昨年申告を行った方等に送付しております。

★提出期限 **3月15日(火)まで**

★申告会場 **松本市勤労者福祉センターおよび各支所・出張所等**

※市役所本庁舎での受付は行いません。詳細は裏面をご覧ください。

申告時間 午前9時～午後3時（土曜・日曜・祝日を除く）

受付開始 午前8時30分～（一部の地域を除く）

◎感染症対策へのご協力をお願いします

- ご自身で申告書を作成できる方は、できる限り郵送または電子送信で提出してください。
- 以下に当てはまる方は、**来場を控えてください。**
 - 37.5度以上の発熱がある方(ご自宅での検温にご協力ください)
 - 平熱を超える発熱、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、咳等の症状がある方
 - 新型コロナウイルス感染症陽性となった方および陽性となった方との濃厚接触がある方
 - 過去2週間以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある方
- 来場する方へのお願い
 - 37.5度以上の発熱がある場合はご入場いただけません。
 - 感染症が発生した場合に、保健所が実施する調査等へ協力するため、連絡先の確認にご協力ください。
 - 会場内ではマスクを着用**してください。

◎申告の際に必要なもの

- 申告書
 - 「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「マイナンバー通知カード等と身元確認書類」
 - 前年中の所得が明らかになる資料(給与・公的年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書等)
 - 営業等・農業・不動産所得のある方は収支内訳書(事前に収入・支出を計算してください)
 - 前年中に支払った保険料等がわかる資料
 - 国民年金保険料・生命保険料・地震保険料は証明書
 - 医療費は医療費控除の明細書および医療費通知
 - 健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は支払った金額のわかるもの
- ※別紙「申告書の書き方」および同封の「本人確認書類添付台紙」もご覧ください。

◎市民税・県民税申告書を郵送で提出する場合(3月15日(火)必着)

別紙「申告書の書き方」をご覧ください。申告書に必要な事項を記入のうえ、**証明書類等を添付して郵送してください。**(証明書類の添付がない場合は控除が受けられません)
なお、申告書には電話番号を必ず記入してください。
※マイナンバーカードの写し等の添付が必要になります。
同封の「本人確認書類添付台紙」をご利用ください。
※申告書の控えが必要な場合は、返信用封筒(宛名を記入のうえ、84円切手を貼付したもの)を同封してください。
※申告書の電子送信については松本市ホームページでご確認ください。

松本市役所市民税課
〒390-8620 松本市丸の内3番7号
☎(0263)34-3000(代表) 内線1354~1359
(0263)34-3232(直通)
☎(0263)36-9345

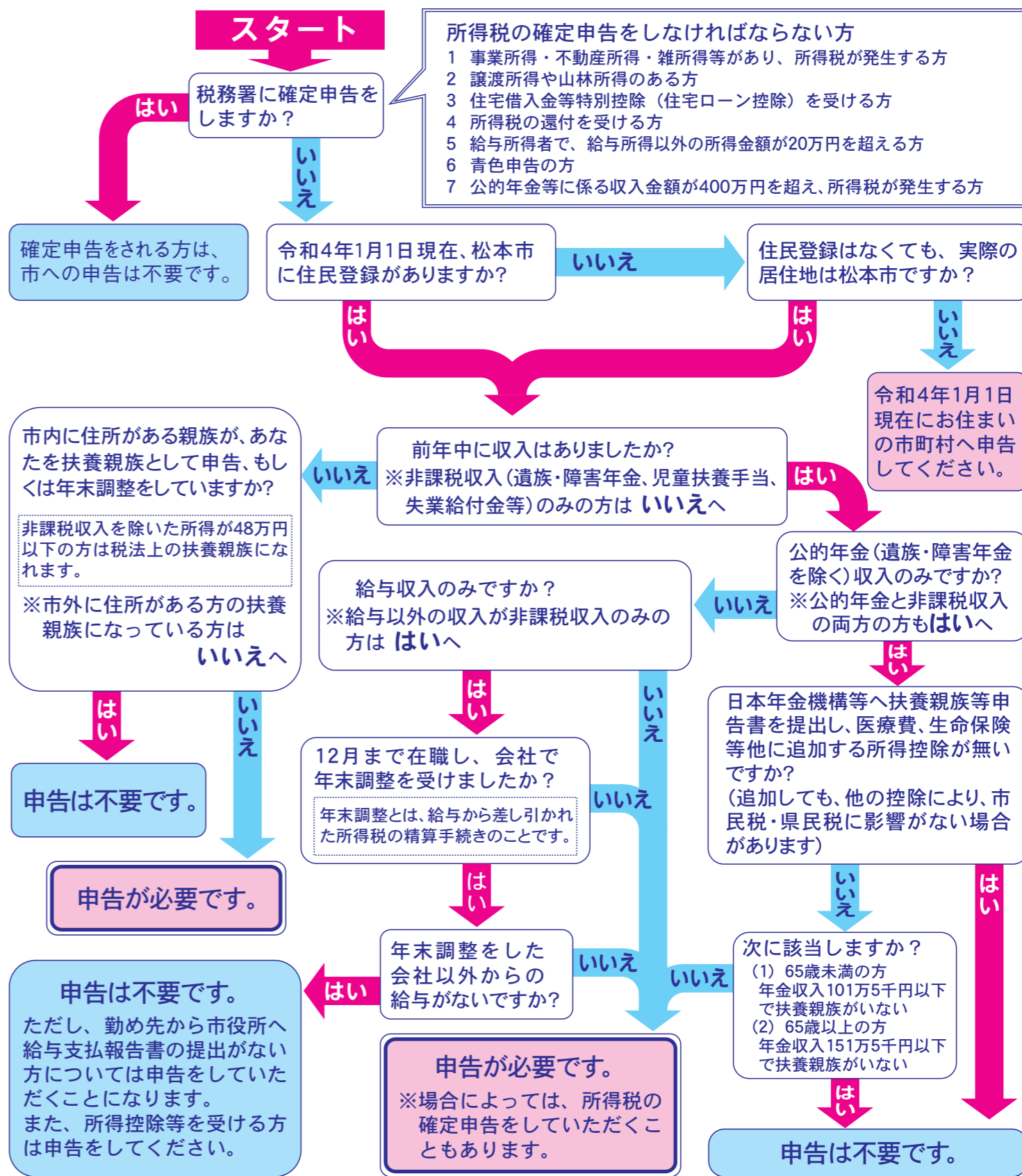
◎所得税の確定申告をする方

以下の方は税務署に確定申告書を提出してください。

- 税務署から確定申告のお知らせがき等が郵送されている方
 - 事業所得・不動産所得・雑所得等があり、所得税が発生する方
 - 譲渡所得や山林所得のある方
 - 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける方
 - 所得税の還付を受ける方
 - 給与所得者で、給与所得以外の所得金額が20万円を超える方
 - 青色申告の方
 - 公的年金等に係る収入金額が400万円を超え、所得税が発生する方 など
- ※所得税の確定申告に係るマイナンバーの取扱いについては税務署へお問い合わせください。
※感染症対策のため、できる限りe-Taxで申告、または郵送で松本税務署へご提出ください。

松本税務署
〒390-8710
松本市城西2丁目1番20号
☎(0263)32-2790
(自動音声案内)

あなたは、市民税・県民税・国民健康保険税の申告が必要ですか？



ご不明な点は市民税課へお問い合わせください。

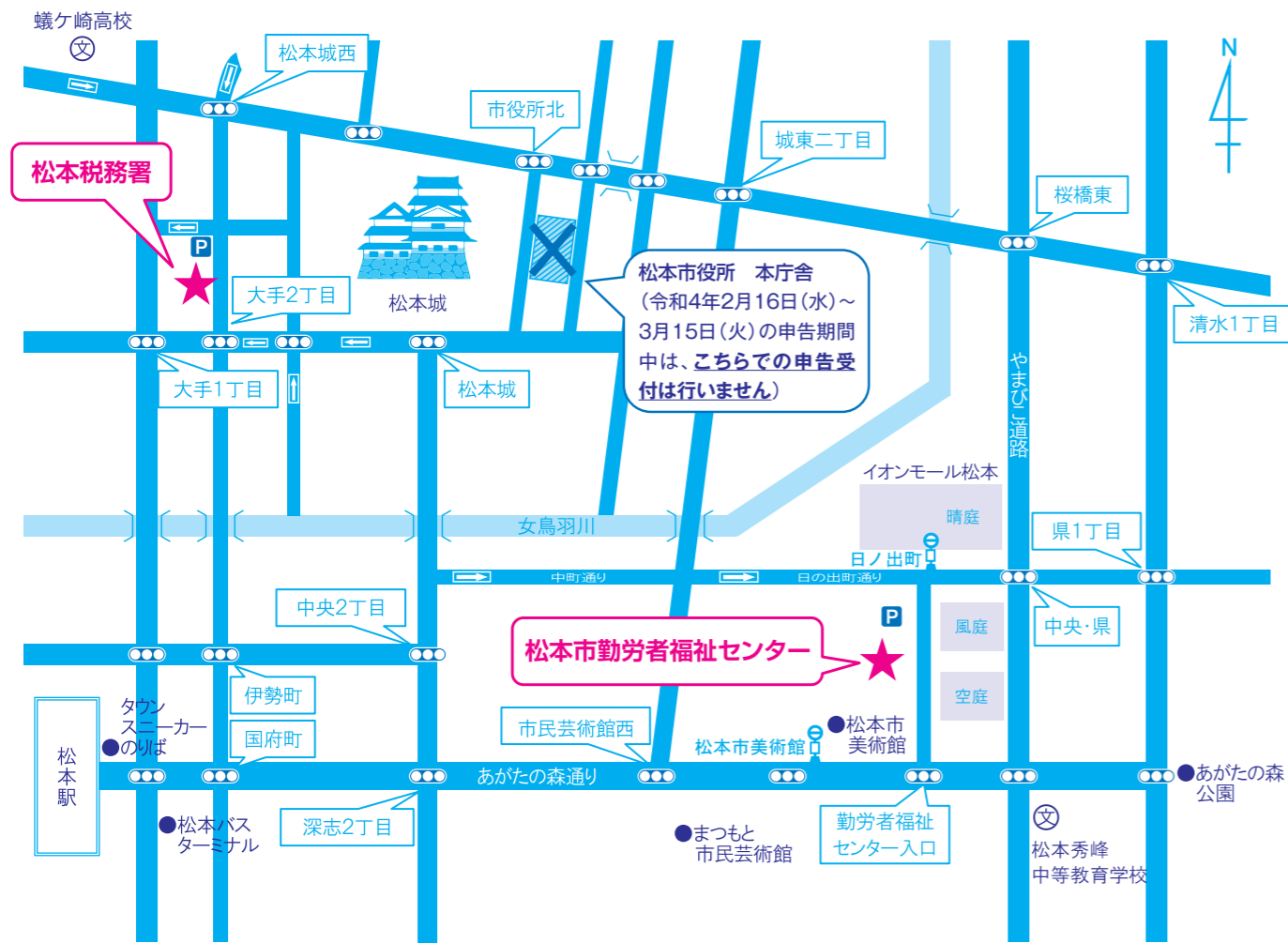
- 【注1】 上の図は申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安であり、ここに載っていないケースでも申告が必要な場合があります。
- 【注2】 申告が必要な方が申告書を提出しないと、市・県営住宅の入居や各種届出・申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定や医療、福祉、保育等の各種判定において不利益が生じる可能性がありますので、必ず申告をしてください。

申告会場は松本市勤労者福祉センターです

申告は、松本市勤労者福祉センター および 各支所・出張所等 で受け付けます。詳しい日程は、同封の申告書上部または「広報まつもと」1月号をご覧ください。なお、各会場とも駐車場の混雑が予想されますので、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。

※新型コロナウイルス等感染症拡大防止の観点から、松本市役所本庁舎での申告受付は行いません。

◎周辺案内図



- 松本市勤労者福祉センター 松本市中央4丁目7番26号
- 松本税務署 松本市城西2丁目1番20号

◎交通案内

- ◆徒歩：JR松本駅からあがたの森通りを東に向かい、信号機「勤労者福祉センター入口」を左折、約200メートル先左手(所要時間約20分)
- ◆バス：松本バスターミナルから、アルピコ交通バス『横田信大循環線』に乗り、「松本市美術館」で下車、北に徒歩約4分
JR松本駅お城口から、松本周遊バス『タウンスニーカー 東コース』に乗り、「日ノ出町」で下車、徒歩約1分
- ◆タクシー：JR松本駅お城口から、タクシーで約5分(約1.4キロメートル)

ご自宅のパソコンから 申告書の作成や送信ができます

手続きの流れ

必要書類
を準備

自宅の
パソコンで
申告書作成

自宅の
パソコン
から送信

詳細は松本市ホームページを検索

松本市 申告書作成

郵送で提出

令和4年度 市民税・県民税の改正点

1 税務関係書類における押印義務の廃止

令和3年4月1日以後に提出する申告書等への押印義務が廃止されました。(申告書には印鑑が必要なくなりました。ただし、委任状には印鑑が必要ですのでご注意ください。)

2 子育てに係る助成金等の非課税措置

国や地方公共団体が行う保育・子育てに対する助成等について非課税とされました。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用に対する助成です。

3 特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として、確定申告書のみで申告手続きが完結できるようになりました。確定申告書第二表「住民税に関する事項」に記載します。

4 住宅ローン控除の特例の延長等

- ①消費税率10パーセントの住宅を取得し、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに入居した場合、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が適用できます。
- ②上記①に当てはまる方で、合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅についても適用できるようになりました。

※上記の①②ともに、以下の期間内に住宅の取得等の契約をしていることが必要です。

- ・新築の場合：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
- ・建売住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

所得控除

控除項目	内 容	控 除 額
社 会 料	健康保険料等・国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等 ※領収書の添付または提示が必要	前年中の支払保険料合計額 ※本人が納付書または口座振替で支払った社会保険料（普通徴収）は、申告が必要です。申告をされませんと、社会保険料控除には含まれません。 ※自己と生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落とし（特別徴収）されている社会保険料は、自己の社会保険料控除にはなりません。
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済掛金・心身障害者扶養共済掛金等 ※領収書の添付または提示が必要	前年中の支払保険料合計額
生 命 料	①前年中に支払った保険料 新契約 平成24年1月1日以降に締結した、一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料 ※証明書の添付または提示が必要	支払った各保険料 12,000円以下…………… 支払った保険料の金額 12,001円～32,000円 …… 支払った保険料×1/2 + 6,000円 32,001円～56,000円 …… 支払った保険料×1/4 + 14,000円 56,001円以上…………… 一律28,000円
	②前年中に支払った保険料 旧契約 平成23年12月31日以前に締結した、一般生命保険料、個人年金保険料 ※証明書の添付または提示が必要	支払った各保険料 15,000円以下…………… 支払った保険料の金額 15,001円～40,000円 …… 支払った保険料×1/2 + 7,500円 40,001円～70,000円 …… 支払った保険料×1/4 + 17,500円 70,001円以上…………… 一律35,000円
	一般生命保険または個人年金保険に関して新契約と旧契約の両方に保険料を支払っている場合	新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（上限28,000円）
	一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険控除の合計適用限度額…………… 70,000円	
地 震 料	①地震保険料 ※証明書の添付または提示が必要	支払った各保険料の1/2の額（限度額25,000円）
	②平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約の保険料 ※証明書の添付または提示が必要	5,000円以下…………… 支払った保険料の金額 5,001円～15,000円 …… 支払った保険料×1/2 + 2,500円 15,001円～…………… 一律10,000円
	③地震保険料や長期損害保険料の支払いがある場合	①と②それぞれで計算した合計金額（上限額25,000円）
	④契約で地震保険料と長期損害保険料の両方備わっている保険	地震保険料か長期損害保険料のどちらかを選択
寡 婦	裏面をご覧ください。	26万円
ひとり親	裏面をご覧ください。	30万円
勤労学生	学生で合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の方 ※学生である証明書の提示またはコピーの添付が必要	26万円
障 害 者	本人、または本人の扶養親族が障害者の場合 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に記載されている等級、または高齢福祉課で発行している認定書の内容を記入してください。 ※手帳等の提示またはコピーの添付が必要	特 別 障 害 者 30万円（身体1～2級の方、精神1級の方、知的A1・A2の方） 同居特別障害者 53万円（本人・配偶者・生計を一にする親族のいずれかと同居している特別障害者） 障 害 者 26万円（上記以外の障害者の方）
配 偶 者	裏面をご覧ください。	裏面をご覧ください。
扶 養	配偶者を除いた生計を一にする親族で前年の合計所得金額が48万円以下の場合（専従者は除く）	老 人：70歳以上（S.27.1.1以前生まれ）の方 38万円 同居老親：上記のうち本人またはその配偶者と同居している父母等 45万円 特 定：H.11.1.2～H.15.1.1生まれの方 45万円 一 般：S.27.1.2～H.11.1.1及びH.15.1.2～H.18.1.1生まれの方 33万円
	16歳未満の扶養親族（控除対象外）	年少：H.18.1.2以降生まれの方 ※市民税・県民税の非課税基準算出等に必要となりますので、氏名等を記入してください。
	※同居・別居のいずれかにチェックを入れてください。同居していない方は裏面に住所を記入してください。 ※国外居住親族にかかる扶養控除等の適用を受ける方は、親族関係書類および送金関係書類の添付または提示が必要となります。（これらの書類が外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要です。）	
基礎控除		2,400万円以下…………… 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 …… 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 …… 15万円 2,500万円超…………… 0円
雑 損	災害・盗難等により家財などに損害を受けた場合 ※領収書の添付または提示が必要	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険等の補てん額）－（総所得金額×10%） ②災害関連支出額－5万円
医 療 費 控 除	本人および生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 ※医療費控除の明細書の添付が必要 ※領収書の添付または提示では不可	（前年中に支払った医療費－保険金等の補てん額）－（「10万円」または「総所得金額の5%」のいずれか少ない金額）（限度額200万円） ※セルフメディケーション税制との併用は不可
	健康の保持増進、疾病の予防の取り組みを行う方が、本人および生計を一にする親族のために特定一般用医薬品購入費を支払った場合 ※セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要	（前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等の補てん額）－1万2千円（限度額8万8千円） ※医療費控除との併用は不可

※配偶者・扶養親族を記入する際には、該当者のマイナンバー（個人番号）も記入してください。

申告書の書き方

前年中（令和3年1月1日から12月31日まで）の内容を記入してください。
この「申告書の書き方」は、一般的な事柄について説明してありますので、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。
※おことわり この説明書は令和3年10月31日現在の地方税法に基づいて作成してあります。

〔表面〕

令和4年度 市民税・県民税・国民健康保険税申告書

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

宛先 松本市長

現住所 松本市丸の内3-7
1月1日現在の住所 同上
氏名 松本太郎

宛名番号
生年月日 明・大・平・令 29・1・1
電話番号 34-3232
世帯主名(続柄)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	国民健康保険 150,000円 介護保険 40,700円 国民年金 159,600円 合計 350,300円
生命保険料控除	新生命保険料の計 170,000円 旧生命保険料の計 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 介護医療保険料の計 120,000円 介護医療保険料の計 110,000円
地震保険料控除	地震保険料の計 4,000円 旧長期損害保険料の計 21,000円
障害者控除	特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円 障害者 26万円
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名 松本花子 生年月日 明・大・平・令 32・10・27 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
扶養控除	氏名 松本三郎 生年月日 明・大・平・令 77・5・6 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 氏名 松本雪子 生年月日 明・大・平・令 24・1・3 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5
障害者	特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円 障害者 26万円
基礎控除	2,400万円以下…………… 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 …… 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 …… 15万円 2,500万円超…………… 0円

〔裏面〕

12 事業専従者に関する事項

氏名	松本一郎	生年月日	明・大・平・令 62・6・2	従事月数	12	専従者給与(控除)額	500,000円
氏名	松本栞子	生年月日	明・大・平・令 63・8・9	従事月数	12	専従者給与(控除)額	500,000円
合計							1,000,000円

14 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分(特別控除対象)	長野県共同募金会、日本赤十字長野県支部、長野県・市区町村分(特別控除対象以外)	金額	500,000円
寄附金控除(特別控除対象)	長野県、松本市	金額	500,000円
合計			1,000,000円

13 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	松本三郎	住所	東京都〇〇区〇〇1-3-5
----	------	----	---------------

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	松本太郎	生年月日	明・大・平・令 29・1・1	別居の場合の住所	
----	------	------	----------------	----------	--

17 前年中に収入がなかった方の記載欄

- 扶養されていた方(下記欄に記入してください。)
扶養者氏名(続柄) () 住所 ()
- 非課税収入のみの方(当てはまるものに○を付けてください。)
遺族年金・障害年金・児童扶養手当・失業給付金・その他 ()
- その他(当てはまるものに○を付けてください。)
預貯金・生活保護・その他(生活状況を記入してください) ()

住所・氏名・生年月日・マイナンバー（個人番号）
現住所と令和4年1月1日現在の住所を記入してください。
氏名、ふりがな、生年月日、マイナンバー、電話番号等を必ず記入してください。

所得金額

所得の種類	内 容	備 考
営業等	製造業・飲食業・サービス業・医師 外交員・作家等	収支内訳書を添付するか、申告書裏面の8～10の内訳の欄に記入してください。
農業	農産物の生産・家畜の飼育等	
不動産	地代・家賃等	
利子	預貯金の利子等	源泉徴収されたものは申告不要
配当	株式の配当等	年間取引報告書、支払いのわかるものを添付または提示してください。
給与	給与・賃金・賞与等 (パート・アルバイトを含む) 給与所得の計算方法については裏面をご覧ください。	源泉徴収票を添付または提示してください。 源泉徴収票のない方は、裏面7の給与所得の内訳の欄に記入してください。
	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金等の年金所得の計算方法については裏面をご覧ください。
	業務	副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの
その他	生命保険契約の年金等	支払いの証明書等を添付または提示してください。
総合譲渡	車両・機械・営業権等の不動産以外の資産の譲渡	保有期間 5年以下・短期 5年超・長期 特別控除額 50万円 ※詳細は申告書裏面11の欄に記入してください。
一時	生命保険満期金等	一時所得の特別控除額は50万円 ※詳細は申告書裏面11の欄に記入してください。

税額から差し引かれる金額

控除項目	内 容	備 考
配当割額 株式等譲渡所得割額	一定の上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当所得または源泉徴収口座における株式等譲渡所得がある方が、それらを申告した場合	源泉徴収（特別徴収）されている住民税の金額を記入してください。年間取引報告書、支払いのわかるものを添付してください。
寄附金	都道府県・市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、長野県・松本市の条例で指定した団体等に対して支出した寄附金	寄附金の領収書を添付してください。 合計で2,000円を超える寄附金が対象となります。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止等されたイベントのチケット等の払戻しを辞退した場合の寄附金控除の特例の適用を受けるには、必要書類の添付が必要です。 詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

事業専従者
事業主と生計を一にする親族（15歳未満の人は除く）で、その事業に従事した期間が1年間を通じ6か月を超える方が該当します。控除額は専従者の給与収入になります。白色申告者の場合、一人当たりの専従者控除額は次のいずれか少ないようになります。
①事業専従者控除額控除前の所得金額÷（専従者数+1）
②50万円（配偶者は86万円）
※事業専従者を記入する際には、該当者のマイナンバー（個人番号）も記入してください。
所得金額調整控除の要件に該当する方はこちらに記入してください。
詳しくは、裏面をご覧ください。
前年中に収入がなかった方、または非課税収入（遺族年金・障害年金・児童扶養手当・失業給付金等）のみの方は、こちらに記入してください。

寡婦控除、ひとり親控除

寡婦控除、ひとり親控除の要件は以下のとおりです。

なお、寡婦控除、ひとり親控除ともに事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外です。具体的には、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。

(1) 寡婦控除【控除額 26 万円】

寡婦とは、前年の 12 月 31 日の現況で「ひとり親」に該当せず、次の①～②のいずれかに当てはまる方です。

①夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方で、合計所得金額が 500 万円以下の方

②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない方で、

合計所得金額が 500 万円以下の方（この場合は、扶養親族の要件はありません）

(2) ひとり親控除【控除額 30 万円】

ひとり親とは、前年の 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の

①～②の要件すべてに当てはまる方です。

また、令和 3 年度に寡夫控除は廃止され「ひとり親控除」に変わりました。

①生計を一にする子がいること

（子の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る）

②本人の合計所得金額が 500 万円以下であること

配偶者控除、配偶者特別控除

市民税・県民税の配偶者控除、配偶者特別控除の控除額は、以下の表のとおりです。

「配偶者の合計所得金額」を記入してください。

納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除や配偶者特別控除は適用できません。

※納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合は、「同一生計配偶者」にチェックしてください。

	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		控除額		
配偶者控除	一般 48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人 48万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円

給与所得の計算方法

給与所得の計算は、次の速算表のとおりです。

単位：円

給与収入の合計額：A	給与所得の金額	
550,999 以下	0	
551,000 ～ 1,618,999	A - 550,000	
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000	
1,628,000 ～ 1,799,999	Aを「4」で割り千円未満を切り捨てます。 算出金額：B	B × 2.4 + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999		B × 2.8 - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999		B × 3.2 - 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A × 0.9 - 1,100,000	
8,500,000 以上	A - 1,950,000	

公的年金等の雑所得の計算方法

公的年金等に係る雑所得の計算は、次の速算表のとおりです。

単位：円

受給者年齢	公的年金等の収入金額：A	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	1,299,999 以下	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000 以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000
65歳以上	3,299,999 以下	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000 以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

所得金額調整控除

次の（1）または（2）に該当する場合に、給与所得から控除するものです。

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合

①本人が特別障害者に該当する方

②年齢 2 3 歳未満の扶養親族を有する方

③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

所得金額調整控除額

= {給与等の収入金額（1,000 万円超の場合は 1,000 万円） - 850 万円} × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額

= {給与所得控除後の給与等の金額（10 万円超の場合は 10 万円） + 公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円超の場合は 10 万円）} - 10 万円